

会津若松市で飲食店を営んでいる申立人について、平成23年は営業努力によって売上げを維持したが、平成24年に入りその営業努力による効果が限界に至って同年6月以降の売上げが減少したと認定され、原発事故から1年3か月経ってからの売上減少であるから因果関係がないという東京電力の主張を排斥し、逸失利益の賠償が認められた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人Xほか4名(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

- ① 営業損害(ただし、居酒屋「〇〇」の営業に係る逸失利益に限る)  
金220,520円

#### 期間

損害項目①について 自平成24年6月1日 至平成24年12月31日

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人Xに対し、前項記載の損害として金220,520円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名(記名)押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月26日